



寝屋川市役所労第1号

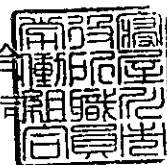
2019年11月8日

寝屋川市長

広瀬慶輔様

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本健



## 2019年賃金確定等に関する要求書

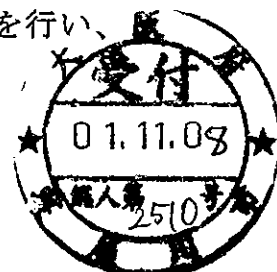
貴職におかれましては、常日頃の地方自治確立に向けたご健闘に対し、心から敬意を表します。

つきましては、2019賃金確定等に関し、下記の事項について改善のための措置をとられるよう要求します。

### 記

#### 1. 2019要求の基本項目

- (1) 月例賃金の水準を引き上げること。4月に遡って差額分を支給するとともに、人事院の官民較差を踏まえ、較差解消のために適切に対応すること。
- (2) 人事院勧告をふまえ、一時金の支給月数を年間4.50月に引き上げること。
- (3) 「主査制度の廃止」以降の人事・給与制度については、労使協議のもと早急に構築すること。
- (4) フレックスタイム制については、公正・公平な観点から常に検証を行い、より良い制度改革を行うこと。また、人員不足が生じている部署に対して必要な人員を増やすこと。
- (5) 新たな一般職非常勤職員制度（会計年度任用職員）にあたっては、労使協議・交渉、合意に基づき早急に制度構築し12月議会へ上程をすること。
- (6) 2020年度予算編成に向けて、総人件費の確保や社会保障の充実を含む予算の確保を行うこと。
- (7) 現給保障については、昇給等によりすべての組合員において解消するまでの間継続すること。
- (8) 定年引上げについて、人事院の「意見の申出」を踏まえ、寝屋川市においても国に遅れないよう確実に実現することとし、当市の実情に応じ適切に対応すること。それまでの間はフルタイムを基本とした再任用制度を確立し、再任用を希望する定年退職者全員の雇用を確保すること。
- (9) 労働条件等の変更については、計画段階から必ず労使協議・交渉を行い、労使合意のうえで実施すること。



## 2. 「人事・給与制度改革プラン」について

- (1) 17項目すべてにおいて十分な労使協議・交渉を行い、労使合意のうえ  
で実施すること。
- (2) 「住居・通勤手当の見直し」については、引き続き労使協議・交渉を行い、  
労使合意のうえで実施すること。
- (3) 現業職員の給料表については、今後も行（一）表を適用すること。

## 3. 労働時間、労働安全衛生等について

- (1) 勤務時間管理を徹底し、特定の職場、特定の職員に偏っている時間外労働縮減に向けた実効ある対策を講じること。年次休暇の完全取得促進施策を進めること。
- (2) 職場環境整備など労働安全衛生活動の充実を図ること。とりわけ、メンタルヘルス対策をより充実させること。
- (3) インフルエンザ予防接種の補助については、同居家族まで拡大すること。

## 4. 人事施策等について

- (1) 人事評価制度については、人材育成、組織活性化、勤務意欲の向上等の視点から労使協議を十分実施すること。評価者研修を充分に行うこと。
- (2) 行政需要に対応する必要人員の確保のため、所要の予算措置を講ずること。
- (3) 現業職員の新規正規職員の採用を再開すること。
- (4) 病気休暇者の代替要員を速やかに配置すること。
- (5) 雇用と年金の確実な接続にむけてフルタイムを基本とした再任用制度を確立すること。また、定年延長に向けた具体的検討・協議を進めるとともに、早期実現に向けた働きかけを行うこと。

## 5. 行財政改革について

- (1) 「行財政改革」の実施にあたっては、これまでの労使慣行を踏まえ、市民生活の安定、安心・安全を支える良質な公共サービスの確立を基本に十分な労使協議・交渉を行うこと。財政悪化を理由とする安易な委託は行わないこと。

## 6. 地域公共サービスの質の確保と、公共サービスを担う地域労働者の処遇確保・公正労働が実現されるよう、自治体予算における委託費、補助金の確保・改善を図ること。

また、総合評価方式による入札制度の改革や、公契約条例制定に取り組むこと。

7. 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件等の改善

(1) 賃金・労働条件等の改善を行うこと。

(2) 委託等への切り替えに伴う、臨時・非常勤等職員の解雇を行わず、雇用確保を図ること。

8. その他

地方公務員法第 28 条にもとづく失職の特例を条例に定めること。

以 上